## FS Vnet

特定非営利活動法人 藤沢災害救援ボランティアネットワーク

第1回 総会議事録

1. 日 時:2007年6月16日(土) 午後2時から3時まで

2. 場 所:藤沢市総合防災センター 6階大会議室

3. 会員の状況 会員数 79 団体20 個人59 (3月31日現在)

出席会員 47 団体18 個人29 (委任:団体4 個人18含む)

4. 議事の経過の概要及びその結果

水島三千夫事務局長より、本日の総会は定款27条に定める定足数を満たしたので有効に成立 した旨報告した後、互選により石黒栄一氏を議長に、また北島令司氏及び佐川 昇氏を議事録 署名人に書記に大田哲夫氏及び堀口陽子氏を選び、次の議案について審議した。

第1号議案 事業報告に関する件

議長の指名により信田清治副代表が2006年度事業について報告した。

第2号議案 決算報告に関する件

議長の指名により水島三千夫事務局長が2006年4月1日から2006年10月2日までの 任意団体としての収支と2006年10月3日から2007年3月31日までの特定非営利活 動法人の収支について報告した。

監査報告に関する件

監査役からの委任を受け、議長が監査所見を含め監査結果を代読した。

以上の第1号議案、第2号議案、監査報告について審議の結果満場一致で承認された。

第3号議案 2007年度事業計画(案)に関する件

議長の指名により信田副代表が2007年度の事業計画について説明した。

第4号議案 2007年度予算(案)に関する件

議長の指名により水島三千夫事務局長が2007年4月1日から2008年3月31日までの 予算について説明した。

第5号議案 役員一部改選に関する件

議長の指名により水島三千夫事務局長が役員については全員再任、運営委員の一部変更について説明した。

以上の第3号議案から第5号議案までを一括審議の結果満場一致で承認された。

以上により本日の議事を終了し、議長より関係者の更なる協力を要請して閉会を宣した。

2007年7月17日

議 長 石黒栄一

議事録署名人 北 島 令 司

議事録署名人 佐 川 昇

特定非営利活動法人

## 藤沢災害救援ボランティアネットワーク



第1回

# 定期総会

日 時: 2007年6月16日(土曜日)

午後2時から

会 場: 藤沢市総合防災センター

6階 第2会議室

### 藤沢災害救援ボランティアネットワーク ( 略称 FSVネット )

定期総会次第

日時:2007年6月16日(土)

午後2時から

場所:藤沢市総合防災センター

6階 第2会議室

### 総

開会のことばの たるかいさつ

議

第1号議案 事業報告に関する件

第2号議案 決算報告に関する件

監査報告

第3号議案 事業計画案に関する件

第4号議案 予算案に関する件

第5号議案 役員改選に関する件

その他

閉会のことば

### 講演会

演題「(独立行政法人) 防災科学技術研究所について」

講師 長坂 俊成 (主任研究員)

### 交流会

会 場 藤沢産業センター7階コミュニティールーム 時 間 午後5時から 参加費 2000円 あ い さ つ

情報交換 · 交流

閉会のことば

### 第1号議案

藤沢災害救援ボランティアネットワーク 2 0 0 6 年度事業報告 (自 2006年4月1日 ~ 至 2007年3月31日まで)

1. 会員数 団 体 20団体(20) 個 人 59人(52) (内)前年 運営委員 22人(兼事務局長1) 事務局3人 (2007年3月31日現在) 役 員 15人(理事兼運営委員10 理事2 理事兼事務局3)

2. 会議の開催状況

総 会 2006年6月17日(土)

運営委員会 2006年 第1回 5月11日(木) 第2回 6月 8日(木)

第3回 7月13日(木) 第4回 9月 5日(火)

2006年第5回11月 7日(火) 第6回12月19日(火)

2007年 第7回 2月13日 (火)

県ネット会議 2006年度総会 2006年6月10日(土)

地域ネット代表者会議 5月15日(月)

事務局会議 5月15日(月) 7月19日(水) 10月5日(木)

3. 活動状況

概況

本年度は、藤沢市総合防災訓練への参画と災害ボランティアコーディネーターの育成を通して、FSVネットの存在を地域の自主防災組織に理解していただく取組とNPO法人化の推進が主体となりました。

10月3日(火) NPO法人の登記を行い。特定非営利活動法人藤沢災害救援ボランティアネットワークが法人として設立されました。

市の総合防災訓練をはじめとして善行地区、六会地区の防災訓練にも参加し災害救援ボランティアセンターの設置・運営訓練と活動の紹介を行いました。

江の島津波対策協議会が、11月24日(金)に実施した江の島津波避難訓練では、県立女性センターにサテライトセンターを設置し避難者情報の入力支援活動について紹介しました。また、藤沢市と防災科学技術研究所との共同実験の支援として、ユビキタス環境における防災科学技術に関する情報共有実験運営支援業務、災害情報および災害情報コーディネーター養成講座テキスト開発業務(初級編)について支援を行いました。

サテライトセンターの設置・運営とそれに伴うコーディネーター育成につきましては、災害対策課、市民自治推進課、社会福祉協議会等と連携し藤沢市として予算化、モデルケースとして鵠沼地区と六会地区にサテライトセンター設置のための用品が備えられました。

- 1. 自主防災組織による地域防災力の向上支援と会員の拡充
  - 1) 災害ボランティアコーディネーターの養成
    - ①養成講座(初級編申込20名修了17名)

日時 2006年5月13日(土)、20日(土) 2日間

場所 藤沢市総合防災センター

主催 藤沢災害救援ボランティアネットワーク

共催 藤沢市、藤沢市社会福祉協議会

②養成講座(初級編申込30名修了26名)

日時 2007年1月21日(日)、28日(日) 2日間

場所 藤沢市総合防災センター

主催 藤沢災害救援ボランティアネットワーク

共催 藤沢市、藤沢市社会福祉協議会

- 2) FSVネットの活動紹介
  - ①引地川コミュニティフェア (防災フェア) に参加

サテライトセンター設置と用品の展示を通してFSVネットの紹介を行った。

日程 2006年9月9日(土) 午前10時~午後3時30分 参加者約2500名

場所 引地川親水公園

主催 (社)藤沢青年会議所、パートナーシップ善行、藤沢エフエム放送(株) 後援 藤沢市

②善行地区総合防災訓練

サテライトセンターの設置と防災倉庫の用品展示を通してFSVネットの紹介を行った。

日程 2006年11月18日(土)午前8時30分~12時

場所 侯野小学校

主催 善行地区自治会連合会

③鵠沼地区防災講習会で森井代表講演 参加者80名

日程 2006年12月9日(土)午前10時00分~12時00分

場所 鵠沼市民センター

主催 鵠沼地区町内会自治会連合会

④藤沢工科高校避難訓練と講演 参加者600名

日程 2007年1月9日(火)午前8時30分~11時00分

場所 県立藤沢工科高等学校体育館

主催 同校管理運営グループ

演題 「災害ボランティア活動に参加して」 =高校生のボランティア活動紹介=

講師中川、森井、水島

3) 会報「FSVnetニュース」の発行

年2回発行

第7号 2006年7月総会特集

第8号 2007年1月NPO法人化特集

- 2. 関係団体、行政との連携強化
  - 1) 第24回藤沢市水防訓練に参加 参加者約500名 FSV: 森井、永井、近野、水島 日時 2006年6月2日(金)14時から16時まで

場所 大清水浄化センター

主催 藤沢市

2) 第30回藤沢市総合防災訓練に参加

地域ネット、コーディネーター、ボランティア等の協力を得て、災害救援ボランティアセンターの立ち上げ・運営とマニュアルの検証・避難者情報の入力支援訓練を行った。

日程 2006年9月3日(日)午前10時~12時15分

訓練関係機関連絡会議

8月10日(木)14時~

防災訓練準備会

8月10日(木)16時30分~

防災訓練会場下見・用品準備

8月29日 (火) 10時~

場 所 大庭消防訓練所

参加者 FSVネット:63名(男53、女10)

コーディネーター役31名、ボランティア役32名(サテライト設置)

FSVネット関係63名 自治会・市職員他関係者1556名

合計1619名

主 催 藤沢市

訓練参加機関 38団体

3) 防災フェアinKANAGAWA藤沢会場に参加

開催:2006年10月18日(水)午後1時~4時

会場:藤沢市民会館小ホール、第2展示集会ホール

主催:東京ガス(株)神奈川支店、川崎支店、神奈川西支店、神奈川災ボラ他

実行委員会会長:吉村恭二

後援:内閣府(防災担当)、神奈川県、藤沢市

FSVネットとして展示や実演・体験コーナーを設け参画した。

・サテライト展示・ボラセン受付体験・市民レポーター体験

テーマ1:FSVネットワーク「顔の見える関係づくり」

テーマ2:災害救援ボランティアセンターの役割を紹介(ボランティア受付体験)

テーマ3:コーディネーター養成の紹介(災害・情報)

テーマ4:要援護者の立場から/内部障害者として藤沢市腎友会の取組紹介

テーマ5:聴覚障害者への支援/全国要約筆記問題研究会の取組を紹介

テーマ6:青少年社会貢献活動の紹介/神奈川災害ボランティアステーション:ボーイスカウトの取組

4) サテライトセンター設置支援

当面は地域2カ所(鵠沼、六会)をモデルにして設置に要する機材と用品の予算化を推進した。

- (1) 11/18 善行地区総合防災訓練参加(サテライト設置)
- (2) 12/3 六会地区総合防災訓練参加(サテライト設置)参加者1214名 35自治会よりボラ役各1名

- 5) 江の島津波対策協議会
  - (1)6/14(水)江の島津波対策協議会総会 2名参加:森井、水島
  - (2) 江の島津波避難訓練参加 参加者約100名

(サテライト設置/情報ボランティアのデモ)

日程 2006年11月24日(金)

場所 江の島 かながわ女性センター

主催 藤沢市総務部災害対策課、湘南海上保安署

6) 人工衛星と地域FM局などを連携させた総合的な災害情報配信実験

12/28 実験計画打合せ /毎日新聞:鵠沼地区の防災について取材(石黒他)

1/11 ボランティア協力要請(対象:初級講座準備会出席者)

1/29 機材設置関係打合せ

2/5 受信機設置

2/6 自販機設置

2/7 情報関係テスト

2/8 実験実施

参加者: FSVネット関係者 14名

全般 : 森井、水島 情報コントローラー役 : 高橋、大田

市民レポーター役:矢部、近野、小野、石黒、(中川) 避難者役:佐川、高橋、堀、藪内、長谷川

モニター :長谷川(元)他

- 7) 共同研究実施
  - 2/1 契約関係申請
  - ①災害情報および災害情報コーディネーター養成講座テキスト開発業務(初級編) 納期:3月末 検証用初版納品済み
  - ②ユビキタス環境における防災科学技術に関する情報共有実験(藤沢市)運営支援業務納期:2月末 報告書納品済み
- 3. NPO法人化の推進
  - 1) NPO法人化までの経緯

2006年

6/17 FSVネット総会兼NPO法人設立総会開催

6/18 申請事前相談 県NPO推進室

申請書類、資料作成

6/29 特定非営利活動法人設立認証申請書提出 収受:第1002号

~9月末 この間縦覧

9/27 特定非営利活動促進法第12条第1項の規定により認証

登記手続を司法書士に依頼

10/3 登記申請 横浜地方法務局藤沢支局

10/10 設立登記完了届出書提出

2007年

- 4/27 県・市への税務関係書類提出
  - ①法人市民税免除申請書
  - ②法人市民税確定申告書
  - ③事業報告書、④収支決算書、⑤定款
  - ⑥法人設立届出書

### 第2号議案

## 藤沢災害救援ボランティアネットワーク決算報告

(自 2006年4月1日より ~ 至 2006年10月2日まで)

注記:予算額は2006年4月1日~2007年3月31日まで

科目	予算額	決算額	差異	備考
				,,,
収入の部				
1 会 費	110,000	99,000	11, 000	
1 団体会員	60,000	47,000	13, 000	団体15 (3X15 5X1 )
2 個人会員	50,000	52,000	-2,000	
2 事業費	135,000	451, 320	-316, 320	
1 参加費	135,000	67, 400	67, 600	講座12名+22名
2 調査研究費	0	383, 920	-383, 920	防災科研共同研究
3 雑収入	30,000	12,000	-1, 800	
1 寄付金	30,000	12,000	-1, 800	会報広告
2 補助金	0	0	0	
4 預金				
1 預金利息	0	191	-191	
当期収入合計 (A)	275,000	562, 511	-287, 511	
前期繰越収支差額	255, 627	255, 627	0	
収入合計 (B)	530, 627	818, 138	-287, 511	

科目	予算額	決算額	差異	備考
∥Ⅱ支出の部				
1 事業費	155, 000	371, 433	-216, 433	
1 負担金	10,000	0	10, 000	養成講座中級編開催なし
2 セミナー・研修費	50,000	31, 227	-18, 773	養成講座初級編 FSVnet扱い
3 調査研究費	45, 000	307,000	-262,000	
4 情報広報費	35, 000	0	-35, 000	会報2回発行編集、発送
5 訓練	15, 000	33, 206	-18, 206	市総合防災訓練
2 管理費	110,000	117, 869	-7, 869	
1 会議費	60,000	68, 255	-8, 255	合同訓練後の懇談 他
2 事務費消耗品	5, 000	11, 129	-6, 129	
3 通信運搬費	15, 000	37, 750	-22, 750	
4 負担金	10,000	0	10, 000	神奈川ネット運営団体会費年1万円
5 雑費	0	735	-735	
6 事務局費	20,000	0	20, 000	
3 特定預金支出	0	0	0	
4 賃借料	4, 800	4, 800	0	特定設備使用料(ロッカー小)
5 予備費	5, 200	0	5, 200	
6 雑損	0	0	0	
当期支出合計 (C)	275,000	494, 102	-219, 102	
当期収支差額(A)-(C)	0	68, 409	-68, 409	
次期繰越収支差額(B)-(C)	255, 627	324, 036	-68, 409	

## 監査報告

2006年4月1日より2006年10月2日までの会計処理の監査を行い、会計帳簿・関係書類を照査した結果を報告とします。

## 監査所見

1. 一般会計の出納台帳、収支計算書、財産目録、預金通帳等会計帳簿は的確に処理されていることを認めます。

20 675 £ H/4.H



### 2006年度 事業報告書

成立の日(2006年10月3日)から2007年3月31日まで 法人の名称

特定非営利活動法人藤沢災害救援ボランティアネットワーク

#### 1 事業の成果

### 1) 自主防災組織による地域防災力の向上支援と会員の拡充

FSVネットの存在を地域の自主防災組織に理解していただき、当ネットワークへの加入により日頃から顔の見える関係づくりとFSVネットを活用した地域防災力の向上促進と支援を行いました。

会員数 団 体 20団体(20) 個 人 59人(52) (内)前年

### 2) 関係団体、行政との連携強化

災害発生時にFSVネットが効果的に機能するためには、社会福祉協議会をはじめとして 関係団体や行政と平常時から連携・協力を積極的に進める必要があります。藤沢市が実施 する総合防災訓練に参加し、関係諸団体と共同で事業を進めることを通して連携の強化を はかりました。

- ※ 2006 9/3 (日) 第30回藤沢市総合防災訓練にFSVネットとして参加
- (1) 2006 11/2 防災科研と藤沢市の共同実験計画に参画
- (2) 2006 11/18 善行地区総合防災訓練参加(サテライト設置)
- (3) 2006 11/14 協働型災害シナリオ作成手法に関する研究(坪川)のWS:鵠沼
- (4) 2006 11/18,19 コーディネーター養成講座中級編(秦野市のネットに協力)
- (5) 2006 11/24 江の島津波避難訓練参加(サテライト設置/情報ボランティアのデモ)
- (6) 2006 12/3 六会地区総合防災訓練参加(サテライト設置)
- (7) 2006 12/9 鵠沼地区防災講習会で森井代表講演
- (8) 2006 12/12 藤沢工科高校2007/1/9講演の打合せ(森井、水島、中川)
- (9) 2007 1/9 藤沢工科高校2007/1/9避難訓練と講演(講師中川、 森井、水島)
- (10) 2007 2/8 人工衛星と地域FM局などを連携させた総合的な災害情報配信実験
- (11) 2007 3/22 江の島津波対策検討会(市災害対策課主催) H18/11.17訓練の検証に参加

### 2 事業内容

### (1) 特定非営利活動に係る事業

①市民活動及びボランティア活動を行う団体・個人のネットワーク化の推進

ネットワーク化のためのワークショップ開催				
項目	計画	実績		
<ul><li>①日時</li></ul>	2006年11月~2007年3月	2006/11/14 藤が谷市民の家		
②場所	藤沢市総合防災センター	2007/2/8 善行市民センター		
		2007/3/25 虎ノ門		
③従事者人員	5 人	5人		
④対象者	30人	25人(10+14+1)		
⑤支出見込額	20,000円	1,522円		

②災害時の活動・拠点及び情報伝達手段の整備、体制づくり

3 to 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1					
サテライトセ	アンター設置支援				
項目	計画	実績			
<ul><li>①日時</li></ul>	2006年11月~2007年3月	2006/11/18 善行地区			
②場所	各行政センター	2006/11/24 江の島			
		2006/12/3 六会地区			
③従事者人員	5人	7人(1+3+3)			
④対象者	20人	47人(5+35+7)			
⑤支出見込額	10,000円	3, 338円			

③災害時を想定したシミュレーション訓練、各種講座の開催、広報啓発

30火舌时を忍足した	[ンミュレーンヨン訓練、谷種講座の開催、	<b>仏</b> 報合宪			
ア 災害ボランティアコーディネーター養成講座(初級編)					
項目	計画	実績			
<ul><li>①日時</li></ul>	2006年11月	2007/1/21, 28			
②場所	藤沢市総合防災センター	藤沢市総合防災センター			
③従事者人員	10人	10人			
④対象者	30人	参加30人(修了26人)			
⑤支出見込額	20,000円	12,510円			
イ 会報「FSV	′netニュース」の発行				
項目	計画	実績			
①日時	2006年11月 2007年1月	※2006/7 会報 7 号発行			
		2007/1 会報 8 号発行			
②場所	藤沢市内	藤沢市内			
③従事者人員	6人	6人			
④対象者	一般市民	一般市民			
⑤支出見込額	65,000円	※40,000円2回分次期へ			

④相互理解のための交流の場づくり

9 <u>16-4-71 - 19-7 - </u>	24012 - 330	
シンポジュー	-ム、交流会参加	
項目	計画	実績
<ul><li>①日時</li></ul>	2007年1月	2006/10/18 防災フェア
②場所	横浜	藤沢市民会館 小ホール
		2007/2/13 法人化記念交流会
		藤沢産業会館6階フジビュー
③従事者人員	3人	6人
④対象者	一般市民	一般市民
⑤支出見込額	10,000円	63,280円

特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人藤沢災害救援ボランティアネットワーク

科目	<u> </u>	 額
N 日 I 収入の部	金	
1 会費収入	10,000	
①会費	12, 000	団体3,000 円× 2
		団体5,000 円× 1
		個人1,000 円× 1
2事業収入		
①ネットワーク化の推進		
ワークショップ開催		
参加費	430,000	鵠沼地区3万円
		コビキタス環境40万円
③各種講座の開催		
コーディネーター養成講習会	39,600	1,200 円×3
参加費	,	1,500 円×24
④シンスポジューム、交流会	37, 000	防災フェア 1万円
	J., 000	法人化交流会1,000×27
3 寄付金	30, 500	10,000×1
O B11.1 7F	50, 500	$5,000 \times 1$
		500×1
4 五人利自	00	500 × 1
4 預金利息	99	
\\ \tag{\tag{\tag{\tag{\tag{\tag{\tag{	F40, 100	
当期収入合計 (A)	549, 199	
設立準備金	324, 036	
収入合計(B)	873, 235	
Ⅱ 支出の部		
1 事業費		
①ネットワーク化の推進		
ワークショップ開催	1,522	災害情報通信実験
②災害時の活動拠点体制づくり		
サテライト設置支援	3, 338	善行小学校他
③シミュレーション訓練、各種講座、広報啓発		
アコーディネーター養成講習会	12,510	初級講座
イ 会報の発行	0	会報7号8号 支払いは次期に繰越
④交流会の場づくり		
シンポジューム、交流会参加	63, 280	交流会/法人化記念
2 管理費	, =	
2 6 2 g 役員報酬	0	
事務局人件費	35, 000	局長15,000 局員10,000×2
消耗品費	78, 065	法人用印鑑4万円,謄本代他
通信費	49, 471	災害情報用ネット使用料5ヶ月分
研修費	49, 471	
会議費	30, 805	会場、施設機器使用料
	*	1
事務所賃貸料	10,000	法人化前に支払済み
負担金 和粉八課	10,000	神奈川ネットワーク年会費
租税公課	0	rth 古=7-111 //b
推 費	630	残高証明他
3 予備費	0	
V/#n+11/A 31 / (A)	004 033	
当期支出合計 (C)	284, 621	
当期収支差額(A)- (C)	264, 578	
次期繰越収支差額(B)-(C)	588, 614	

# 2006年度収支計算書注) FSVネット用(特定非営利活動に係る事業会計)

成立の日(2006年10月3日)から2007年3月31日まで

特定非営利活動法人藤沢災害救援ボランティアネットワーク

科目	予算	実績	増減	備考
I 収入の部				
1 会費収入				
① 会費	110,000	12,000	98,000	団体3,000×2
				団体5,000×1
				個人1,000×1
2 事業収入				
① ネットワーク化の推進				
ワークショップ開催	20.000	400 000	440.000	
参加費	20,000	430,000	-410,000	鵠沼地区 3万円
② 女锤进应の阻煜				ユビキタス環境40万円
③ 各種講座の開催 コーディネーター養成講習会				
参加費	40,500	39,600	000	₩. 1 . 5 O O X O 4
<i>参加</i>	40,500	39,600	900	一般1,500×24 会員1,200×3
<ul><li>④ シンポジューム、交流会</li></ul>				云貝1,200~3
参加費		37,000	-37 000	防災フェア 1万円
<i>≫</i> /# A		01,000	01,000	法人化交流会1,000×27
3 寄付金	40,000	30,500	9,500	
9 HJ 17 III	10,000	00,000	0,000	$5,000 \times 4$
				500×1
4 預金利息	1	99	-98	
当期収入合計 (A)	210,501	549,199	-338,698	
設立準備金	253,157	324,036	-70,879	
収入合計 (B)	463,658	873,235	-409,577	
Ⅱ 支出の部				
1 事業費				
① ネットワーク化の推進				
ワークショップ開催	20,000	1,522	18,478	災害情報通信実験
②災害時の活動拠点体制づくり	40000	2 222		
サテライト設置支援	10,000	3,338	6,662	善行小学校他
③シミュレーション訓練各種講座広報啓発	00.000	10.510	7.400	
アコーディネーター養成講習会	20,000	12,510		初級講座
イ 会報の発行 ④ 交流会の場づくり	65,000	0	65,000	会報第7号法人化前に支払済
	10.000	62 220	E2 220	
シンポジューム、交流会 2 管理費	10,000	63,280	-55,280	交流会/法人化記念
2   1   1   1   1   1   1   1   1   1	0	0	0	
事務局人件費	20,000	35,000	_	局長15,000、局員10,000×2
消耗品費	10,000	78,065		法人用印鑑4万円、謄本代3.2万円
通信費	10,000	49,471	-39,471	
研修費	5,000	0	5,000	28 B IB TW/II-11/2 F IX/II 19 09 71 71
会議費	10,000	30,805	-20,805	会場、施設機器使用料
事務所賃貸料	2,000	0		法人化前に支払い済み
負担金		10,000		神奈川ネットワーク年会費
租税公課		0	0	
雑費		630	-630	残高証明他
3 予備費	28,501	0	28,501	
当期支出合計 (C)	210,501	284,621	-74,120	
当期収支差額 (A)-(C)	0	264,578	-264,578	
次期繰越収支差額(B)-(C)	253,157	588,614	-335,457	

## 監査報告

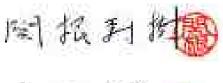
特定非営利活動法人 藤沢災害救援ボランティアネットワーク (特定非営利活動に係わる事業会計)

2006年10月3日より2007年3月31日までの会計処理について監査を行い、会計帳簿・関係書類を照査した結果を報告します。

### 監査所見

1. 一般会計の出納台帳、収支計算書、財産目録、預金通帳等会計帳簿は的確に処理されていることを認めます。

2007年 孟州外川





### 2007年度 事 業 計 画 書

2007年4月1日から2008年3月31日まで

法人の名称

特定非営利活動法人藤沢災害救援ボランティアネットワーク 略称:FSVネット

- 1 事業活動方針
  - 1) 自主防災組織による地域防災力の向上支援と会員の拡充

FSVネットの存在を地域の自主防災組織に理解していただき、当ネットワークへの加入により日頃から顔の見える関係づくりとFSVネットを活用した地域防災力の向上促進と支援をしていきます。

2) 関係団体、行政との連携強化

災害発生時にFSVネットが効果的に機能するためには、社会福祉協議会をはじめとして関係団体や行政と平常時から連携・協力を積極的に進める必要があります。藤沢市が実施する総合防災訓練に参加し、関係諸団体と共同で事業を進めることを通して連携の強化をはかっていきます。

- 2 事業内容
- (1) 特定非営利活動に係る事業
- ①市民活動及びボランティア活動を行う団体・個人のネットワーク化の推進 ネットワーク化のためのワークショップ開催
  - ①日時 2007年4月~2008年3月
  - ②場所 藤沢市総合防災センター、地区行政センター
  - ③従事者人員5人④対象者50人
  - ⑤支出見込額 40,000円
- ②災害時の活動・拠点及び情報伝達手段の整備、体制づくり

サテライトセンター設置支援

- ①日時 2007年4月~2008年3月
- ②場所 各行政センター
- ③従事者人員5人④対象者40人
- ⑤支出見込額 20,000円
- ③災害時を想定したシミュレーション訓練、各種講座の開催、広報啓発 ア 災害救援ボランティアセンター(略:ボラセン)設置・運営訓練
  - ① 日時 2008年9月
  - ②場所藤沢市内③従事者人員30人④対象者100人
  - ⑤支出見込額 10,000円
  - イ 災害ボランティアコーディネーター養成講座(初級編)
    - ①日時 2007年11月、2008年3月
    - ②場所 藤沢市総合防災センター
    - ③従事者人員 10人
    - ④対象者 60人 (30×2回)
    - ⑤支出見込額 40,000円

ウ 会報「FSVnetニュース」の発行 (2回)

①日時 2007年4月から2008年3月

②場所 藤沢市内

③従事者人員 6人

④対象者 一般市民

⑤支出見込額 65,000円

④相互理解のための交流の場づくり

シンポジューム、交流会参加

①日時 2008年1月

②場所 横浜

③従事者人員 3人

④対象者 一般市民

⑤支出見込額 10,000円

### 3 主な日程

No.	日程	場所	内容
1	2007年	藤沢市	第1回 定期総会 開催
	6月16日	防災センター	
2	隔月	新館7階	運営委員会の開催
			開催月:'07/4,5,6,7,9,11,'08/1,3
3	' 07/4月	防災センター	災害ボランティアコーディネーター養成講座(初級編)
	~		第1回 開催日 2007年11月 予定
	'08/3月		(受付・問合せ先/社協 担当)
			第2回 開催日 2008年 3月 予定
			(受付・問合せ先/社協 担当)
4	2007年	村岡中学	藤沢市総合防災訓練
	9月1日(土)		災害救援ボランティアセンターの設置訓練他
			神奈川県・市合同総合防災訓練
	9月2日(日)	伊勢原	災害救援ボランティアセンターの設置訓練他
5	,		会報(FSVnetニュース)発行 年2回
	4月~'07/3		臨時発行:総会特集予定
6	随時		支援活動と会員募集
			・関係団体、行政等の行事への参加
			災害ボランティアコーディネーター(初級編)他
			・サテライトセンター設置支援(各行政センター)
			善行、長後のサテライト設置を支援
			藤沢市内13の市民センター・公民館へのPR展開
			※ホームページ開設検討
			※災害情報コーディネーター養成のワークショップ開催予定

### 第4号議案

## 2007年度 収 支 予 算 書 (特定非営利活動に係る事業会計) 2007年4月1日から 2008年3月31日まで

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人藤沢災害救援ボランティアネットワーク

科目	金額	備考
I 収入の部		
1 会費収入		
①会費	145, 000	1,000 円×60人 5,000 円×5人
	,	3,000 円× 20団体
2事業収入		
①ネットワーク化の推進		
ワークショップ開催 参加費	50, 000	1,000 円×50人
②災害時の活動体制づくり	0	
③各種講座の開催		
コーディネーター養成講習会 参加費	81, 000	1,200 円×15人×2件
		1,500 円×15人×2件
④交流の場づくり 参加費	10, 000	2,000 円×5人(役員負担)
3 寄付金	40,000	
4 預金利息	1	
当期収入合計(A)	326, 001	
前期繰越収支差額	588, 614	
収入合計(B)	914, 615	
Ⅱ 支出の部		
1 事業費		
①ネットワーク化の推進		
ワークショップ開催	40,000	
②災害時の活動拠点体制づくり		
サテライト設置支援	20,000	
③シミュレーション訓練、各種講座、広報啓発		
アボラセン設置・運営訓練	10,000	
イ コーディネーター養成講習会	40,000	講師料他
ウ 会報の発行	65, 000	年2回
④交流の場づくり	,	
シンポジューム、交流会参加	10,000	交流会、シンポジューム等でのPR
2 管理費	,	
~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~	0	
事務局人件費	35, 000	
消耗品費	10,000	
通信費	20, 000	
研修費	10,000	
会議費	40, 000	
事務所賃貸料	4, 800	
3 予備費	21, 201	
当期支出合計(C)	326, 001	
当期収支差額(A) - (C)	0	
次期繰越収支差額(B) - (C)	588, 614	
ググが木位3人 左限(D) (C)	000,014	L

#### 第5号議案

### 役員・運営委員 一部改選

1 **役** 員 (特定非営利活動法人藤沢災害救援ボランティアネットワーク) 理事長 森井 康夫 特定非営利活動法人 藤沢市市民活動推進連絡会

副理事長 信田 清治 特定非営利活動法人 神奈川海難救助隊

理 事 大田 哲夫 特定非営利活動法人 藤沢市市民活動推進連絡会

理事 石黒 栄一 ニコニコ自治会

理 事 鈴木 勝貴 社団法人 神奈川県トラック協会湘南支部藤沢地区

理事佐川 昇六会地区自治会連合会理事堀 千鶴六会地区自治会連合会理事長谷川元保くげぬま探求クラブ

 理事
 北島 令司 個人会員

 理事
 稲葉 恵之 個人会員

 理事
 田代 公一 個人会員

 理事
 石崎 正彦 個人会員

理 事 近野喜美代 特定非営利活動法人 藤沢市市民活動推進連絡会 理 事 矢部 直美 特定非営利活動法人 藤沢市市民活動推進連絡会

監 査 関根 寿樹 個人会員

監 査 安室 謙一 財団法人 藤沢YMCA

### 2 運営委員 ※印役員兼任 (内)退任者名

宮崎 厚生 藤沢市腎友会

日比野 均 生活協同組合コープかながわ (森下 文喜)

安室 謙一 財団法人 藤沢YMCA 平綿 宗博 社団法人藤沢青年会議所

井岡 大伸 社会福祉法人 藤沢市社会福祉協議会 (尾花 裕樹)

(小池 英之)

黒川 栄 特定非営利活動法人 ふじさわNPO連絡会

代表 森井 康夫※ 特定非営利活動法人 藤沢市市民活動推進連絡会副代表 水島三千夫※ 特定非営利活動法人 藤沢市市民活動推進連絡会

副代表 信田 清治※ 特定非営利活動法人 神奈川海難救助隊

石黒 栄一※ ニコニコ自治会

鈴木 勝貴※ 社団法人 神奈川県トラック協会湘南支部藤沢地区

梶村 悟史 藤沢エフエム放送株式会社 大津 明 特非 湘南コミュニティサポートセンター

川辺 克郎 カトリック藤沢教会 加藤 智幸 藤沢市柔道整復師会 柘植 涼子 鵠沼海岸5丁目町内会 橋本 園子 湘南リビング新聞社

片倉 昭二 六会地区防災リーダー連絡会 堀口 陽子 六会地区防災リーダー連絡会

佐川 昇 ※ 六会地区自治会連合会 堀 千鶴※ 六会地区自治会連合会 国枝 健 鵠沼藤が谷自主防災会 長谷川元保※ くげぬま探求クラブ

北島 令司※ 個人会員 稲葉 恵之※ 個人会員

### 3 事務局

事務局長 水島三千夫 運営委員(副代表)兼任

事務局員 大田 哲夫※ 特定非営利活動法人 藤沢市市民活動推進連絡会

近野喜美代※ 個人会員 矢部 直美※ 個人会員

<参考資料> 特定非営利活動法人藤沢災害救援ボランティアネットワーク定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人藤沢災害救援ボランティアネットワークと称する。 また、略称はFSVネットとする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県藤沢市白旗4丁目9番1-4F号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、災害時に救援活動をするボランティアに対して、他の地域ボランティアとネットワークを介して連携を図り、互いに助け合う市民社会の形成を目指す事業を行い、災害時において、効果的な活動が出来る体制づくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う
- (1) 災害救援活動
- (2) 上記の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動(事業)
- 第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。
  - (1) 特定非営利活動に係る事業
    - ①市民活動及びボランティア活動を行う団体・個人のネットワーク化の推進
    - ②災害時の活動・拠点及び情報伝達手段の整備、体制づくり
    - ③災害時を想定したシミュレーション訓練、各種講座の開催、広報啓発
    - ④相互理解のための交流の場づくり

第3章 会 員

(種別)

- 第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員もって特定非営利活動促進法(以下「法」という)上 の社員とする。
  - (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人および団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して、事業を賛助するために入会した個人および団体(入会)
- 第7条 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込む ものとし、理事長は、そのものが前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、 入会を認めなければならない。
- 2 賛助会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書を提出し、所定の会費の納入を完了することにより入会とみなす。
- 3 理事長は、前各項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその 旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

- 第9条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき。
- (3)継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。 (除名)

- 第11条 正会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の四分の三以上の 議決により、これを除名することができる。この場合、その正会員に対し、議決の前に弁明の機会を与 えなければならない。
- (1)この定款等に違反したとき。
- (2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の会費およびその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員および職員

(種別および定数)

- 第13条 この法人に次の役員を置く。
  - (1) 理事 15人以上25人以内
  - (2) 監事 2人
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

- 第14条 理事および監事は、総会において選任する。
  - 2 理事長および副理事長は、理事の互選とする。
  - 3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め、および理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の三分の一を超えるものが欠けたときは、 遅滞なくこれを補充 しなければならない。

(解任)

- 第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の四分の三以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
  - (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第19条 役員は、その総数の三分の一以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会および臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

- 第23条 総会は、以下の事項について議決する。
  - (1)定款の変更
  - (2)解散
  - (3)合併
  - (4)事業計画および収支予算に関する事項
  - (5)事業報告および収支決算に関する事項

- (6) 役員の選任等に関する事項
- (7)会費に関する事項
- (8)長期借入金に関する事項
- (9) 事務局の組織等に関する事項
- (10) その他この法人の運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
  - (2) 正会員総数の五分の一以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
  - (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があっとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号および第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時 総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくと も5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の二分の一以上の出席がなけれぱ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、前条第2項、次条第1項および第48条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。 (議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 正会員総数および出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要および議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名または記名押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

- 第32条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。
  - (1) 総会に付議すべき事項
  - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
  - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

- 第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 理事長が必要と認めたとき。
  - (2) 理事総数の二分の一以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
  - (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号および第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって少なくと も5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条および次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。 (議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 理事総数、出席者数および出席者氏名(書面表決者にあっては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要および議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名または記名押印をしなければならない。

第7章 資産および会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。 (会計の原則)

第42条 この法人の会計は、次に掲げる原則に従って行うものとする。

- (1) 収入および支出は、予算に基づいて行うこと。
- (2) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
- (3) 財産目録、貸借対照表、および収支計算書は、会計簿に基づいて収支および財政状態に関する真実な内容を、明りょうに表示したものとすること。
- (4) 採用する会計処理の基準および手続きについては、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(事業計画および収支予算)

第43条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ、収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告および収支決算)

第45条 この法人の事業報告および収支決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、収支計算書、貸借対照表および財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度の終了後、3ヵ月以内に総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(長期借入金)

第47条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

第8章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

- 第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の四分の三以上の議決を得な ければならない。
- 2 定款の変更は、次に掲げる事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。
  - (1) 主たる事務所の所在地(所轄庁の変更を伴わないものに限る。)
  - (2) 資産に関する事項
  - (3) 公告の方法

(解散)

- 第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。
  - (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続関係の決定
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の四分の三以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散(合併又は破産手続関係の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、 法第11条第3項に規定する法人のうちから総会において選定したものに帰属する。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の四分の三以上の議決を経、かつ、 所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の出版物への掲載および掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第53条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 森井康夫

副理事長 水島三千夫 信田清治

理事 大田哲夫 長谷川元保 石黒榮一 北島令司 鈴木勝貴 石崎正彦 近野喜美代 佐川 曻 堀 千鶴 矢部直美 稲葉惠之 田代公一

監事 関根寿樹 安室謙一

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2007年6月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から2007年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
  - (1)正会員 年会費 1口 1,000円 個人(1口以上) 団体(3口以上)
  - (2) 賛助会員 年会費 1口 500円 個人(1口以上) 団体(3口以上)

## 特定非営利活動法人 藤沢災害救援ボランティアネットワーク

### 第1回 総会 質疑記録

2007年7月17日 FSVネット 堀口陽子(記)

### Q: (個人会員 板倉 慶隆氏)

大田哲夫 (記)

2006年度事業報告の2. 関係団体、行政との連携強化 7) 共同研究実施の②ユビキタス環境における防災科学技術に関する情報共有実験(藤沢市)運営支援業務のユビキタス環境とはどのようなものか説明をお願いしたい。

A:上記質疑に対し、防災科学技術研究所 主任研究員 長坂俊成より説明があった。

[ubiquitous]

1989年に米ゼロックス社のパロアルト研究所が提唱した概念。

社会や生活空間の至るところにコンピュータが存在し、知りたい情報にいつでも接続できる環境を指す。身近なところでは、インターネットに接続できる携帯電話や、一人暮らしの高齢者が湯沸かしポットを使うと情報が若夫婦に伝わるテレビCMなどを例にして解説された。

### Q: (個人会員 板倉 慶隆氏)

事業収支において予算と実績の差が大きいが主な要因は何か説明をお願いしたい。

A:上記質疑に対し、水島三千夫事務局長より説明があった。

主な要因は当初予定していなかった共同研究委託による収入と支出の増加です。

- ①任意団体期間の2006年4月1日から2006年10月2日では
- 「リアルタイム浸水被害予測情報の検証」による委託料が主な要因でした。
- ②法人化後の2006年10月3日から2007年3月31日では
- 「ユビキタス環境における防災科学技術に関する情報共有実験(藤沢市)運営支援業務」による 委託料が主な要因でした。

### Q: (個人会員 板倉 慶隆氏)

役員の担当業務と全体の組織が分かりにくい明確にしていただきたい。

A:上記質疑に対し、水島三千夫事務局長より説明があった。

ご指摘のとおり、法人化前の組織になっているので理事会・運営委員会にて早急に整理し会員の皆様にご案内したいと思います。

以下余白